

## 船舶事故調査報告書

平成30年9月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成30年3月13日 06時45分ごろ
発生場所	フィリピン共和国東方沖 （概位 北緯16°09.2′ 東経135°47.1′）
事故の概要	漁船第三十六新生丸は、操業中、機関長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年3月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十六新生丸、143トン 126329、有限会社松下新生丸漁業 40.36m×6.00m×2.80m、FRP ディーゼル機関、735kW、昭和58年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和54年2月2日 免状交付年月日 平成27年1月16日 免状有効期間満了日 平成32年3月1日 機関長 男性 63歳 五級海技士（機関）（機関限定）（旧就業範囲） 免許年月日 昭和55年8月14日 免状交付年月日 平成27年1月21日 免状有効期間満了日 平成32年1月20日 司厨長 男性 58歳
死傷者等	死亡 1人（機関長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3～4、視界 良好 海象：波高 約2～3m、水温 約28℃
事故の経過	本船は、船長、機関長及び司厨長ほか13人（日本国籍9人、インドネシア共和国籍4人）が乗り組み、平成30年3月6日10時30分ごろ、かつお一本釣り漁を行う目的で、フィリピン共和国東方沖の漁場に向けて長崎県西海市面高港を出港した。 本船は、船長が、13日06時05分ごろ船橋上方の見張り台で操

	<p>船を行って魚群探索を開始した後、06時30分ごろ魚群を見つけて餌を投入したものの、魚群が離れて釣果が得られなかった。</p> <p>船長は、魚群を追い掛けた後、主機を中立運転とし、再度餌を投入したものの、2回目も魚群が離れたので、魚群を追い掛けようとして前進行きあしの状態から主機を微速力前進とした。</p> <p>司厨長は、機関長及び甲板員1人（以下「甲板員A」という。）と共に‘船尾ブルワークの外側に設けられた釣り台’（以下「船尾釣り台」という。）の左舷側で一本釣りをする目的でブルワークに腰を掛けていたところ、船長から船内マイクで魚群が離れた旨の連絡を聞き、本船が移動し始めたので、ブルワークの内側に入ることにした。</p> <p>司厨長は、機関長及び甲板員Aと共に立ち上がり、自身がブルワークの内側に入った後、ふと船尾方を振り向いたところ、06時45分ごろ機関長が前のめりの体勢で落水したところを目撃した。</p> <p>船長は、司厨長から機関長が落水した旨の報告を受け、本船を反転させてうつ伏せ状態の機関長に接近した後、乗組員に機関長の救助を指示した。</p> <p>機関長は、落水してから約15分後に乗組員により船内に引き上げられ、救命措置が施されたものの意識が戻らず、17日07時ごろ本船が高知県土佐清水市清水港に入港した後、病院に運ばれ、溺死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 司厨長がブルワークの内側に入る直前の3人の体勢（再現）、写真2 司厨長が見た機関長の落水した時の状況、写真3 本船の船尾部 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>機関長は、本船での乗船経験が約10年であった。</p> <p>機関長、司厨長及び甲板員Aは、ふだんから作業中は船尾釣り台の左舷側で一本釣りを行っていた。</p> <p>機関長は、本事故当日、1回目に魚群が離れた際には、司厨長及び甲板員Aと共に船尾釣り台からブルワークの内側に入っていた。</p> <p>機関長が立っていた船尾釣り台付近の船縁<small>ふなべり</small>の高さは、約0.3mであった。</p> <p>機関長は、本事故時、カップ上下及びヘルメットを着用し、長靴を履いていたが、作業用救命衣を着用していなかった。</p> <p>機関長は、本事故当時、体調不良等を訴えていなかった。</p> <p>司厨長及び甲板員Aは、本船が魚群を追い掛けようとして移動し始めた際、大きな船体動揺を感じなかった。</p> <p>甲板員Aは、船尾釣り台からブルワークの内側に入ったところ、司厨長からの落ちたという叫び声を聞き、機関長が落水したことに気付いた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>

<p>船体・機関等の関与          気象・海象等の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          なし          機関長は、溺死した。          本船は、フィリピン共和国東方沖において操業中、魚群を追い掛けようとして移動し始めた際、機関長が船尾釣り台の左舷側から落水したものと考えられる。          機関長は、作業用救命衣を着用していなかったことから、浮力を十分に保持できずに溺死した可能性があると考えられる。          機関長は、ブルワークの内側に入ろうとして立ち上がった際、体勢を崩したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、フィリピン共和国東方沖において操業中、魚群を追い掛けようとして移動し始めた際、作業用救命衣を着用していなかった機関長が船尾釣り台の左舷側から落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁場を移動する際は、漁場を移動する旨の声掛けを行い、釣り台に居る乗組員に対してブルワークの内側に入るように指示するなどの注意喚起を行うこと。</li> <li>・ 操業中は作業用救命衣を着用すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



写真1 司厨長がブルワークの内側に入る直前の3人の体勢（再現）



写真2 司厨長が見た機関長の落水した時の状況



写真3 本船の船尾部

